

課酒4-1
平成29年2月3日

全国小売酒販組合中央会
会長 坂田 辰久 様

国税庁 酒税課長

田村 公一



未成年者飲酒防止に向けた取組の推進について（依頼）

平素より税務行政及び酒類行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、酒類に係る社会的規制等関係省庁等連絡協議会では、毎年4月を「未成年者飲酒防止強調月間」と定め、関係府省庁において、未成年者飲酒防止に向けた全国的な広報・啓発活動を行うこととしています。

国税庁では、未成年者飲酒防止に向けた取組を積極的に推進するため、酒販店掲示用として「未成年者飲酒防止啓発ポスター（A4）」（別紙1）を作成し、各酒類小売販売場へ配付とともに、公共施設等の掲示用として「未成年者飲酒防止啓発ポスター（A3）」（別紙2）を作成し、都道府県、市区町村、中学校、高等学校などへ掲示をお願いしております。また、これらのポスターについては、未成年者自身をはじめ、国民の皆様の未成年者飲酒防止に関する意識の高揚等を図るため、当庁ホームページにも掲載することとしております。

酒販店掲示用ポスターにつきましては、各税務署から貴傘下組合に対しまして、組合員の皆様への配付及び各酒類小売販売場の店頭等への掲示について御協力をお願いすることとしておりますので、円滑にポスターが配付・掲示されるよう、貴会からも貴傘下組合へ周知をお願いいたします。

また、ポスターを店頭等に掲示し、未成年者飲酒防止の広報・啓発を図っていただくほか、「『未成年者飲酒防止への取組』7か条」（別紙3）を遵守した販売に積極的に努められるよう、引き続き周知・御指導をお願いいたします。

なお、当該ポスターは、未成年者自身をはじめ、国民の皆様の未成年者飲酒防止に関する知識の啓発を図る観点から作成し、配付するもので、「未成年者飲酒防止強調月間」終了後も引き続き掲示していただきますよう併せて周知・御指導をお願いいたします。

年齢確認に ご協力ください。



未成年者の飲酒は法律で禁じられています。

年齢確認などの実施は法律で定められています。

当店では二十歳以上の年齢であることを確認できない場合にはお酒を販売しません。

4月は未成年者飲酒防止強調月間です。

未成年者の飲酒を防止するため、酒類小売店では年齢確認を実施しています。

マイナンバーカード（個人番号カード）は、本人確認書類として利用することができます。

不明な飲酒はアルコール健康障害の原因となります。《11月10日～16日はアルコール健康啓発週間です》

厚生労働省、内閣府、財務省、文部科学省、公益社団法人アルコール健康医学協会、全国小売業連合会中央会、日本チェーンストア協会、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会、一般社団法人日本ボランタリーチェーン協会、一般社団法人日本スーパーマーケット協会



リサイクル酒瓶
ご家庭へお出でください。
リサイクルできます。

5 未成年者飲酒をしない おいけない 5つの理由

- ①脳の機能を低下させるおそれがあります。
- ②肝臓をはじめとする臓器に障害を起こしやすくなります。
- ③性ホルモンに異常が起きるおそれがあります。
- ④アルコール依存症になりやすくなります。
- ⑤未成年者の飲酒を禁じる法律があります。



未成年者の飲酒は法律で禁じられています。

4月は未成年者飲酒防止強調月間です。

未成年者の飲酒を防止するため、酒類小売店では年齢確認を実施しています。

マイナンバーカード(個人番号カード)は、本人確認書類として利用することができます。

不適切な飲酒はアルコール健康障害の原因となります。《11月10日～16日はアルコール関連問題啓発週間です》

国税庁、厚生労働省、内閣府、警察庁、文部科学省、公益社団法人アルコール健康医学協会、全国小売酒販組合中央会、日本チェーンストア協会、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会、一般社団法人日本ボランタリーチェーン協会、一般社団法人新日本スーパーマーケット協会



未成年は飲まない。
絶対に。

『未成年者飲酒防止への取組』

7か条

酒類は、致酔性、依存性、慢性影響による臓器障害及び発育・発達段階にある未成年者の心身に対する悪影響等の特性を有しており、酒類を販売する際には、このような酒類の特性を理解している者が購入者を確認した上で販売することが必要です。

酒類小売業者及び酒類販売管理者のみなさまにおかれましては、未成年者飲酒防止のため、次の事項について積極的に取り組んでください。

1

未成年と思われるお客様には**年齢確認**を実施し、未成年者には酒類を販売しないようにしましょう。

2

夜間に酒類を販売する場合には、未成年者の酒類購入を責任をもって防止できる者を配置するなど**販売体制の整備**をしましょう。

3

未成年者が酒類を清涼飲料と誤認して購入しないよう、酒類(特に清涼飲料的な酒類)と清涼飲料との**分離陳列の実施**をしましょう。

4

未成年者のアクセスを防止するよう改良された酒類自動販売機(改良型酒類自動販売機)以外の**酒類自動販売機の撤廃**及び設置した**改良型酒類自動販売機の適切な管理**をしましょう。

5

カタログ販売やインターネット販売等の通信販売形態で酒類を取り扱う場合には、**未成年者飲酒防止の注意喚起**及び**申込者の年齢記載・年齢確認の徹底**をしましょう。

6

ポスター掲示などによる**未成年者飲酒防止の注意喚起**をしましょう。

7

アルコール飲料としての酒類の特性、特に未成年者の心身に対する悪影響及び未成年者と思われる者に対する年齢確認の実施方法などの**従業員研修を実施**をしましょう。